

五監委発第51号
令和6年2月26日

五所川原市議会議長 木村 清一 様
五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之
五所川原市監査委員 一 戸 久 男
(公印省略)

令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び同条第7項の規定により実施した、令和5年度定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「五所川原市金木観光物産館」

指定管理者 株式会社かなぎ振興舎

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年9月25日から令和5年11月13日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による事前書類調査を経て実地監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、会計帳票、預金通帳、契約書、各証憑、職員の出勤簿等、保険証書、各種規程、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、総勘定元帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、会計経理について、期中における月次決算が不十分であるため、会計帳票への計上誤りや決算時に帳簿上の過不足等が生じている状況が一部の事務に見られた。

これらの改善を要する事項について、市は今後の指定管理業務の適正を期するため、当該指定管理者に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「五所川原市太宰治記念館「斜陽館」

「五所川原市津軽三味線会館」

指定管理者 特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年11月6日から令和5年12月11日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による事前書類調査を経て実地監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、会計帳票、預金通帳、契約書、各証憑、職員の出勤簿等、保険証書、各種規程、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、総勘定元帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

当該施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「コミュニティセンター飯詰」

指定管理者 飯詰住民協議会

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年11月27日から令和5年12月4日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による書類監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、出納帳、預金通帳、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、出納帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

当該施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「コミュニティセンター松島」

指定管理者 松島地区住民協議会

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年11月27日から令和5年12月4日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による書類監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、出納帳、預金通帳、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、出納帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

当該施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「松島会館」

指定管理者 松島会館住民協議会

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年11月27日から令和5年12月4日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による書類監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、出納帳、預金通帳、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、出納帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

当該施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「毘沙門・長富コミュニティセンター」

指定管理者 毘沙門長富地区住民協議会

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年12月4日から令和6年1月23日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による事前書類調査を経て実地監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、会計帳票、預金通帳、契約書、各証憑、職員の出勤簿等、保険証書、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、出納帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、会計伝票、経理関係書類を作成していないものや証憑等の不備なものが多数見られ、不適切な事務の執行が確認された。

市におかれては、状況の把握に努め、当該指定管理者に対し厳正な指導と、適正な事務処理を確保するため対策を講じられたい。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

「コミュニティセンター長橋」

指定管理者 長橋地区住民協議会

令和4年度指定管理業務における出納その他の事務の状況

第3 監査の主な着眼点

- (1) 指定管理料に係る会計経理は適正になされているか
- (2) 他の事業との会計区分を明確にしているか
- (3) 基本協定書に基づく市への報告等は適切になされているか

第4 監査の実施内容

(1) 監査の期間

令和5年12月4日から令和6年1月23日まで

(2) 監査の概要

五所川原市監査基準に準拠したうえで、関係書類の提出による事前書類調査を経て実地監査を行い、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

基本協定書、年度協定書、定款、組織図・職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、出納帳、預金通帳、総会資料、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書から、出納帳による通査と、抽出による書類間の突合、他の事業との経理区分に関して監査を行った。

第5 監査の結果

当該施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。